

# ○いわき市スポーツ振興基金事業補助金交付要綱

平成16年3月31日制定

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、いわき市スポーツ振興基金条例（昭和59年いわき市条例第34号）第4条第1項各号に掲げる事業を実施するものに対する補助金の交付について、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業)

**第2条** この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

（1） 国際、全国、東北大会等選手派遣補助事業（国際大会、全国大会（文部科学省、都道府県若しくは公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）若しくはその加盟団体（以下これらを「文部科学省等」という。）が主催若しくは共催する大会で、大会要項等において全ての都道府県を対象とするものをいう。）若しくは東北大会（文部科学省等が主催若しくは共催する大会で、大会要項等において東北地方の6県若しくはそれ以上の都道府県を対象とし、かつ全国大会に該当しないものをいう。）へ選手（予選の結果若しくは選抜によって、国、東北地方若しくは福島県を代表して出場する個人若しくは団体に限る。）を派遣（選手自ら参加する場合を含む。）する事業をいう。ただし、当該大会が福島県内において開催される場合を除く。）

（2） 地元開催競技大会事業（市若しくは教育委員会が共催又は日本スポーツ協会が主催する国際大会、全国大会、東北大会若しくは東北大会に相当する大会を市内で開催する事業をいう。）

（3） 少年スポーツ普及育成事業（少年スポーツの普及又はスポーツ少年団の育成に関する事業をいう。）

（4） 生涯スポーツ普及推進事業（市民の健康増進又は生涯スポーツの普及に関する事業をいう。）

（5） 指導者養成事業（文部科学省、都道府県若しくは日本スポーツ協会が主催し、若しくは指導者を派遣する全国的若しくは国際的な研修会を開催する事業又は市内で研修会若しくは実技講習会等を開催する事業をいう。）

## (補助対象者)

**第3条** この要綱において補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する個人又は市内に所在する団体とする。ただし、指導者養成事業については、この限りでない。

2 前条及び前項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる補助対象事業についてその補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助対象者に対しては、この要綱の規定による補助金は、交付しない。

(補助対象経費等)

**第4条** 補助対象事業に要する経費のうち、この要綱において補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び内容は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助限度額及び補助率は、別表第2に定めるとおりとする。

3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請書の提出期限等)

**第5条** 規則第4条第1項に規定する期日は、当該補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該補助対象事業の参加名簿

(2) 当該補助対象事業の大会要項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

**第6条** 規則第5条第1項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じ、いわき市スポーツ推進審議会（いわき市スポーツ推進審議会条例（昭和52年いわき市条例第12号）第1条に規定するいわき市スポーツ推進審議会をいう。）の意見を参酌するものとする。

(事業計画の軽微な変更)

**第7条** 規則第7条第1項の市長の定める軽微な変更は、事業計画の目的達成に支障のない変更であり、かつ、変更することによってより効果的になるものとする。

(実績報告の添付書類等)

**第8条** 規則第12条第2号に規定する書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該補助対象事業の結果

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1（第4条関係）

区分	補助対象経費
国際、全国、東北大会等選手 派遣補助事業	<p>1 交通費</p> <p>(1) 鉄道を利用する場合は、運賃及び指定特急料金の往復とする。</p> <p>(2) 前号以外の交通機関を利用する方が経済的な場合は、その交通機関を利用することができます。</p> <p>2 宿泊費</p> <p>(1) 福島県スポーツ団体等宿泊料金要項に定める最低額とする。</p> <p>(2) 宿泊日数は、2泊3日を限度とする。</p> <p>3 食糧費</p> <p>福島県スポーツ団体等宿泊料金要項に定める最低額に100円を加えた額とし、1日1食で3日分を限度とする。</p> <p>4 引率費</p> <p>派遣される選手が高校生以下の場合は、派遣選手1人につき、1人を限度として、同行した保護者等に係る交通費、宿泊費及び食糧費の合計額とする。この場合において、交通費、宿泊費及び食糧費の額は、前3項の規定の例による。</p>
地元開催競技大会事業	事業に係る審判謝金、旅費、食糧費、賞品代、人件費その他必要と認められる経費
少年スポーツ普及育成事業	事業に係る謝金、食糧費、賞品代、消耗品費その他必要と認められる経費
生涯スポーツ普及推進事業	事業に係る謝金、旅費、食糧費、消耗品費その他必要と認められる経費
指導者養成事業	派遣研修会に係る自己負担経費

別表第2（第4条関係）

事業名	区分	補助率	補助限度額
国際、全国、東北大 会等選手派遣補助 事業	国際大会出場	5分の1以内(高校 生以下、2の1以 内)	(1) 団体にあっては出場登録 選手数に30,000円を乗じた 金額  ただし、300,000円を超 る場合は、300,000円  (2) 個人にあっては30,000円
	全国大会出場		(1) 団体にあっては出場登録 選手数に15,000円を乗じた 金額  ただし、100,000円を超 る場合は、100,000円  (高校生以下にあつて は、200,000円を超える場合 は、200,000円)  (2) 個人にあっては15,000円
	東北大会出場		(1) 団体にあっては出場登録 選手数に8,000円を乗じた 金額  ただし、60,000円を超 る場合は、60,000円  (高校生以下にあつて は、100,000円を超える場合 は、100,000円)  (2) 個人にあっては8,000円
	国民体育大会出場	定額（1人当たり）	10,000円
地元開催競技大会	全国高校選手権大会出場（50 人以上の応援団を伴うもの に限る。）	市長が別に定める 率	市長が別に定める額
	国際大会開催		300,000円

事業	全国大会開催	3分の1以内	250,000円
	東北大会開催		150,000円
	その他の大会開催		150,000円
少年スポーツ普及育成事業	少年スポーツ普及事業	2分の1以内	100,000円
	スポーツ少年団育成事業		
生涯スポーツ普及推進事業	健康増進事業	2分の1以内	50,000円
	全国スポーツ・レクリエーション祭出場	定額（1人当たり）	5,000円
	指導者研修会		50,000円
指導者養成事業	有名選手招待実技講習会	3分の1以内	100,000円
	派遣研修会		国外派遣にあっては100,000円、国内派遣にあっては50,000円